

県西ブロック

小田原・足柄下ブロック

ごみ処理広域化実施計画

令和元年 12 月

令和 3 年 12 月変更

小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町

目次

第1章	計画策定の趣旨	
第1節	実施計画策定の背景	p 1
第2節	基本理念	p 1
第3節	本計画の位置付け	p 2
第4節	計画の期間	p 3
第2章	構成市町の現況	
第1節	地域特性	
1	地域の概要	p 4
2	人口動態・分布	p 5
3	土地利用の状況	p 5
4	産業の動向	p 7
第2節	ごみ処理の現状と課題	
1	ごみ処理の流れ	p 8
2	ごみ処理の課題と広域化	p 15
第3節	生活排水処理の現状と今後	
1	汚水処理人口普及の向上	p 17
2	合併処理浄化槽の普及促進	p 17
3	し尿等処理の現状と今後	p 18
第3章	広域化の基本方針	
第1節	ごみの発生抑制等に係る方針	p 19
第2節	リサイクルの方針	p 20
第3節	リサイクル施設の配置方針	p 21
第4節	ごみの処理及び処分の方針	p 21
第5節	施設整備の方針	p 22
第6節	その他広域化に係る方針	p 22
第4章	計画目標達成のための取り組み	
第1節	ごみの減量化及び資源化に係る取り組み	p 23
第2節	ごみの収集運搬に係る取り組み	p 24
第3節	中間処理及び最終処分に係る取り組み	p 25

第5章	資源化及び中間処理・最終処分の計画	
第1節	広域処理による資源化	p 28
第2節	広域処理における中間処理、最終処分	p 28
第6章	ごみ処理広域化の効果	
第1節	環境負荷の低減	p 31
第2節	経費の縮減	p 32
第7章	施設の配置等	
第1節	広域処理における施設配置等	p 34
第8章	計画の推進方策	
第1節	推進・協力体制	p 36
第2節	計画の進行管理及び見直し等	p 37
	用語解説	p 38

第1章 計画策定の趣旨

第1節 実施計画策定の背景

神奈川県では、ごみの減量化・資源化の推進による循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、平成10年3月に『神奈川県ごみ処理広域化計画』を策定しました。

小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町（以下、「小田原・足柄下ブロック」または「構成市町」と記す。）については、南足柄市と足柄上郡5町とともに、県西ブロックに位置付けられていましたが、他市町が先行してごみ処理広域化の検討を進めることになったため、小田原・足柄下ブロックでは、平成15、16年度の2か年をかけて、ごみ処理の現状と課題、広域化の基本方針等の基礎的事項をとりまとめた『小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化基礎調査報告書』（以下、「基礎調査」という。）を作成後、1市3町でごみ処理広域化の実現を進めることが望ましいと判断し、平成18年度には、「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、現在に至っています。

その広域化協議会では、各市町の地域特性や、将来の計画などを踏まえ、施設の老朽化、新たな施設整備の必要性、ごみの資源化・減量化などの課題を解決するため、今後、相互に協力していくことが望ましい事項について、1市3町を枠組みとした広域的なごみ処理にかかる実施計画を策定するものとしてきました。

しかし、小田原市と隣接する南足柄市との合併も視野に入れた協議が開始されたことなどから、その計画策定までには至らず、平成28年12月時点での素案の段階で策定作業が止まっておりました。

本計画書は、平成24年度に湯河原町真鶴町衛生組合での施設整備事業のための循環型社会形成推進地域計画が先行して策定されるなど、これまで実施してきた施策、取り組みを踏まえて、素案を見直し、令和元年度(2019年度)に作成したものです。

第2節 基本理念

小田原・足柄下ブロックにおいて、ごみ処理の広域化を図ることにより、循環型社会形成の推進を目指します。基本理念は以下に示すとおりとします。

- ① ごみの減量化・資源化（リサイクル）を推進します。
- ② CO₂やダイオキシン類の排出を削減します。
- ③ エネルギーの有効利用（地球温暖化防止への貢献）を促進します。
- ④ ごみ処理経費の削減を図ります。

第3節 本計画の位置付け

小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化実施計画（以下「実施計画」という。）は、構成市町の今後のごみ処理の広域的な取り組みについて定めるものとします。

実施計画の位置付けは、図1に示すとおりです。

この実施計画と整合を図りながら、今後、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の第2次計画を作成してまいります。

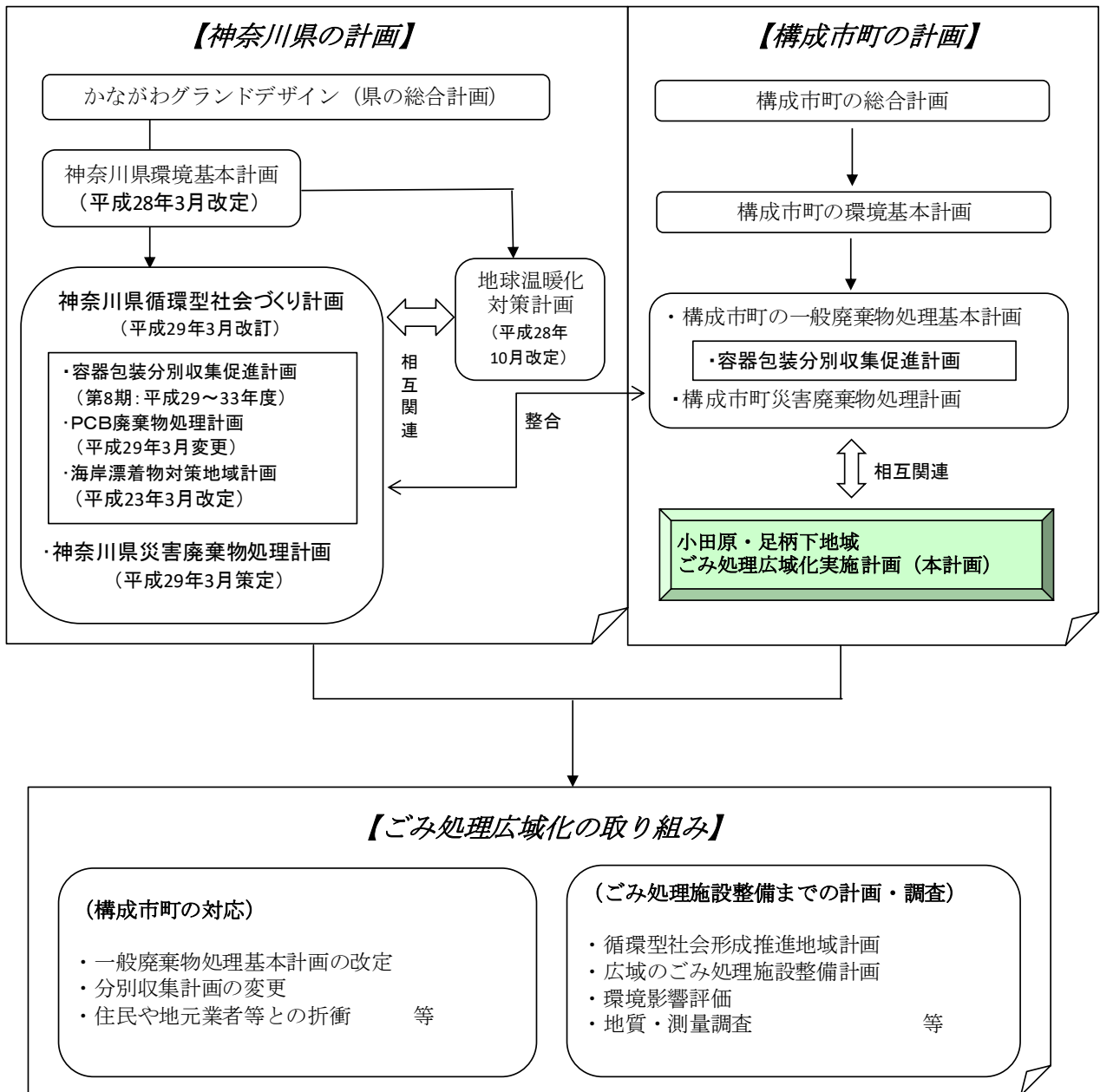


図1 本計画の位置付け

第4節 計画の期間

この実施計画の計画期間は、令和元年度(2019年度)を計画策定の初年度とし、令和7年度(2025年度)までとします。

なお、実施計画は、国の制度改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合など、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについて、その達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえた上で、計画の見直しを行います。

2 人口動態・分布

ブロック全体の人口は、平成 18 年度の 248,881 人に対し、平成 30 年度では 233,695 人と、13 年間で 15,000 人以上減少しており、年間約 1,170 人近く減少していることとなります。

構成市町別の人口動態をみますと、平成 30 年 10 月 1 日現在のブロック全体の人口 233,695 人に対し、平成 18 年度と比較して、小田原市は 3%減、箱根町は 18%減、真鶴町は 19%減、湯河原町は 11%減となっています。

表 2 人口動態の実績

(単位:人 各年10月1日現在)

	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町	合計
18年度	198,951	14,012	8,666	27,252	248,881
19年度	198,881	13,788	8,496	27,130	248,295
20年度	198,698	13,540	8,324	26,983	247,545
21年度	198,341	13,500	8,251	26,838	246,930
22年度	198,327	13,344	8,215	26,848	246,734
23年度	197,723	13,577	8,060	26,642	246,002
24年度	196,880	13,417	7,869	26,432	244,598
25年度	196,073	13,298	7,681	26,098	243,150
26年度	195,125	13,137	7,549	25,749	241,560
27年度	194,086	11,786	7,333	25,026	238,231
28年度	193,313	11,647	7,169	24,658	236,787
29年度	192,407	11,622	7,082	24,477	235,588
30年度	191,181	11,389	6,960	24,165	233,695

出典)「神奈川県人口統計調査」

3 土地利用の状況

本地域における地目別土地面積を表 3 に示します。

本地域全体の土地面積は、「山林」「その他」を除くと「宅地」の比率が最も高くなっています。

小田原市は、全面積 (113.81 km²) に対する山林原野の比率が 28.0% (平成 28 年度) と、他の町と比較して小さく、平地の比率が大きくなっていますが、市街地調整区域が多く、利用可能な土地は限られています。

箱根町は、全面積 (92.86 km²) の大部分が国立公園として指定されていることから、活用できる土地は限られています。

真鶴町は、全面積に対する森林の比率が 50.2% であり、平地は農用地及び住宅地等としての利用比率が高くなっています。

湯河原町は、相模灘を東に望み、三方を箱根外輪山や伊豆・熱海の山々に囲まれており、藤木川沿いには温泉街が形成されています。県立奥湯河原自然公園や富士箱根伊豆国立公園にも含まれています。

3町は、前方は海に面し、後方は山に囲まれており、道路網が非常に限られた地域であることに加え、観光シーズンや週末などに発生する交通渋滞は、ごみの収集運搬の支障となるため、ごみ処理関連施設を1箇所に集約する場合には、何らかの対策を講じる必要性が考えられます。

表3 構成市町の地目別土地面積

(単位: km²)

小田原市	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	その他
平成26年	114.06	5.81	19.01	19.50	18.24	13.56	0.17	6.39	31.38
平成27年	※113.81	5.78	18.98	19.57	18.21	13.56	0.17	6.41	31.13
平成28年	※113.81	5.74	18.91	19.56	18.32	13.56	0.17	6.42	31.13
平成29年	※113.81	5.70	18.84	19.43	18.30	13.56	0.17	6.43	31.38
平成30年	※113.81	5.60	18.74	19.64	18.27	13.17	0.17	6.59	31.63

出典)小田原市・・・小田原市統計要覧

※総面積は「113.81km²」に変更された(国土地理院:平成28年2月24日公表)

(単位: km²)

箱根町	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	その他
平成26年	92.82	0.04	0.26	7.13	35.66	8.76	7.15	5.60	28.22
平成27年	※92.86	0.04	0.25	7.19	35.65	8.71	7.15	5.72	28.15
平成28年	※92.86	0.04	0.25	7.26	35.57	8.72	7.15	5.72	28.15
平成29年	※92.86	0.04	0.25	7.29	35.56	8.72	7.15	5.73	28.12
平成30年	※92.86	0.03	0.25	7.30	35.52	8.71	7.15	5.75	28.15

出典)箱根町・・・統計はこね

※総面積は「92.86km²」に変更された(国土地理院:平成27年3月6日公表)

(単位: km²)

真鶴町	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	その他
平成26年	7.04	0.00	0.49	1.15	3.54	-	-	-	1.86
平成27年	7.04	0.00	0.49	1.15	3.54	-	-	-	1.86
平成28年	※7.05	0.00	0.49	1.16	3.54	-	-	-	1.86
平成29年	※7.05	0.00	0.48	1.16	3.54	-	-	-	1.87
平成30年	※7.05	0.00	0.46	1.16	3.54	-	-	-	1.89

出典)真鶴町・・・神奈川県土地統計資料集

※総面積は「7.05km²」に変更された(国土地理院:平成29年2月20日公表)

(単位: km²)

湯河原町	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	その他
平成26年	40.99	0.00	3.09	3.54	14.54	0.01	-	-	19.81
平成27年	40.99	0.00	3.08	3.55	14.55	0.01	-	-	19.80
平成28年	※40.97	0.00	3.07	3.56	14.54	0.01	-	-	19.79
平成29年	※40.97	0.00	3.05	3.57	14.54	0.01	-	-	19.80
平成30年	※40.97	0.00	3.05	3.58	14.52	0.00	-	-	19.82

出典)湯河原町・・・湯河原町統計要覧

※総面積は「40.97km²」に変更された(国土地理院:平成27年3月6日公表)

4 産業の動向

本地域の産業別事業所数・従業員数の推移を表4に示します。

本地域の産業（事業者数・従業員数）の構成で見ると、第1次産業は事業所・従事者がいずれも1%未満であり、極めて低い水準です。

第2次産業の事業所・従事者数も減少傾向にあり、第3次産業の事業所・従事者数は、平成24年まで増加傾向にあったものの、それ以降は第2次産業同様、減少に転じています。

表4 産業別事業所数・従事者数

地域	産業区分	産業大分類	事業者数			従事者数		
			平成21年	平成24年	平成28年	平成21年	平成24年	平成28年
小田原市	総数		8,991	8,271	7,699	93,492	87,424	82,491
	第1次産業	農林水産業	22	23	22	205	183	157
	第2次産業	鉱業	1	1	1	10	11	13
		建設業	891	786	703	5,750	4,973	4,201
		製造業	618	593	504	15,199	16,275	11,421
	第3次産業	電気・ガス、熱供給・水道業	11	6	7	545	375	181
		運輸・通信業	270	252	254	7,674	6,822	8,069
		卸売・小売業	2,467	2,265	2,108	19,981	18,028	17,701
		金融・保険業	135	137	133	1,867	1,898	1,916
		不動産業	649	592	493	1,967	1,860	1,614
サービス業・その他		3,927	3,616	3,474	40,294	36,999	37,218	
箱根町	総数		1,639	1,403	1,361	15,741	13,623	13,403
	第1次産業	農林水産業	8	4	7	44	29	56
	第2次産業	鉱業	-	-	-	-	-	-
		建設業	129	120	107	817	706	610
		製造業	25	25	23	105	145	143
	第3次産業	電気・ガス、熱供給・水道業	6	3	-	75	41	-
		運輸・通信業	35	31	31	622	537	458
		卸売・小売業	263	226	241	1,546	1,288	1,494
		金融・保険業	9	9	7	60	71	67
		不動産業	115	94	103	320	264	232
サービス業・その他		1,049	891	842	12,152	10,542	10,343	
真鶴町	総数		396	354	309	2,124	1,649	1,530
	第1次産業	農林水産業	2	2	3	45	52	50
	第2次産業	鉱業	13	11	7	70	54	28
		建設業	38	39	30	214	187	145
		製造業	18	25	22	107	138	115
	第3次産業	電気・ガス、熱供給・水道業	1	-	-	9	-	-
		運輸・通信業	11	8	11	193	83	112
		卸売・小売業	99	78	75	480	370	378
		金融・保険業	2	4	3	17	30	19
		不動産業	34	27	24	51	44	34
サービス業・その他		178	160	134	938	691	649	
湯河原町	総数		1,487	1,309	1,221	10,326	9,323	8,327
	第1次産業	農林水産業	6	6	5	41	51	48
	第2次産業	鉱業	2	1	1	21	10	8
		建設業	156	144	127	782	660	522
		製造業	38	39	33	448	539	493
	第3次産業	電気・ガス、熱供給・水道業	6	3	4	49	18	55
		運輸・通信業	21	21	20	388	358	222
		卸売・小売業	347	317	300	2,134	2,006	1,847
		金融・保険業	15	13	11	109	106	110
		不動産業	122	113	102	271	266	228
サービス業・その他		774	652	618	6,083	5,309	4,794	
合計	総数		12,513	11,337	10,590	121,683	112,019	105,751
	第1次産業	農林水産業	36	33	37	290	263	311
	第2次産業	鉱業	16	13	9	101	75	49
		建設業	1,214	1,089	967	7,563	6,526	5,478
		製造業	699	682	582	15,859	17,097	12,172
	第3次産業	電気・ガス、熱供給・水道業	24	12	11	678	434	236
		運輸・通信業	337	312	316	8,877	7,800	8,861
		卸売・小売業	3,176	2,886	2,724	24,141	21,692	21,420
		金融・保険業	161	163	154	2,053	2,105	2,112
		不動産業	920	826	722	2,609	2,434	2,108
サービス業・その他		5,928	5,319	5,068	59,467	53,541	53,004	

出典)事業所・企業統計調査結果(総務省)


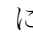
第2節 廃棄物処理の現状と課題

1 ごみ処理の流れ

(ア) 生活系ごみ

1) 小田原市

小田原市は、「小田原市清掃工場」で、可燃ごみを焼却処理し、焼却灰の一部を県外の民間資源化業者に委託（溶融、焼成など）して資源化し、その他を「小田原市堀ヶ窪埋立処分場」及び県外の民間処分場で埋立処分しています。

現在、資源化しているものとして、かん類、びん類、ペットボトル、トレー類・表示のあるもの、紙（新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、その他紙）・布類、廃食用油、蛍光灯、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池、ビデオテープ・カセットテープ、燃せないごみや大型ごみとして回収される金属類などが該当しています。かん類は、民間事業者へ売却し、資源化しています。びん類のうち、ビールびんなどの生きびんは、民間事業者へ売却し、再利用するなど資源化しています。その他のびんは、色別に分けて（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化しています。ペットボトルは、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化しています。トレー類・表示のあるものは、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化しています。

紙・布類については、古紙問屋に引き渡し、新聞紙、雑紙、段ボールなどの品目ごとに資源化しています。「その他紙」の回収量は増加していますが、インターネットやスマートフォン等の普及により、新聞や雑誌などが紙媒体から電子媒体へと移行している影響で、その他の品目の回収量は減少傾向にあります。

燃せないごみや大型ごみは破碎し、鉄やアルミなどを選別し、資源化しています。破碎後の可燃残さと不燃残さについては、溶融処理・焙焼処理により資源化を図るとともに一部を埋立処分しています。また、スプレー缶などのうち蛍光灯や乾電池からは鉄、亜鉛、水銀などの金属類を回収するなど資源化し、ビデオテープ・カセットテープは固形燃料等に資源化しています。

廃食用油は、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、資源化しています。

なお、ごみの焼却により発生する焼却灰は、民間事業者へ委託し、主に埋立処分しており、一部を溶融処理、焼成処理などにより資源化しています。平成23年3月の東日本大震災以降、処理施設のある自治体からの受入拒否や処分費用の高騰などが続いたことから、資源化に捉われず、「まず処分すること」を考え、取り組んでまいりました。

今後も、現在の処理体制を継続するものとして、より一層の可燃ごみ減量化と資源化の推進に向けて、資源ごみの分別を徹底する方策や、剪定枝の資源化の実施について検討してまいります。また、焼却施設については、平成28年度から令

和元年度にかけて、基幹的設備改良工事を実施し、二酸化炭素排出量の削減に努めてきたほか、長寿命化計画に基づき、施設の延命化を図ってまいりました。一方、最終処分場については残余容量がわずかとなっているため、焼却灰の資源化・処分ルートの変更、拡大を図るものです。

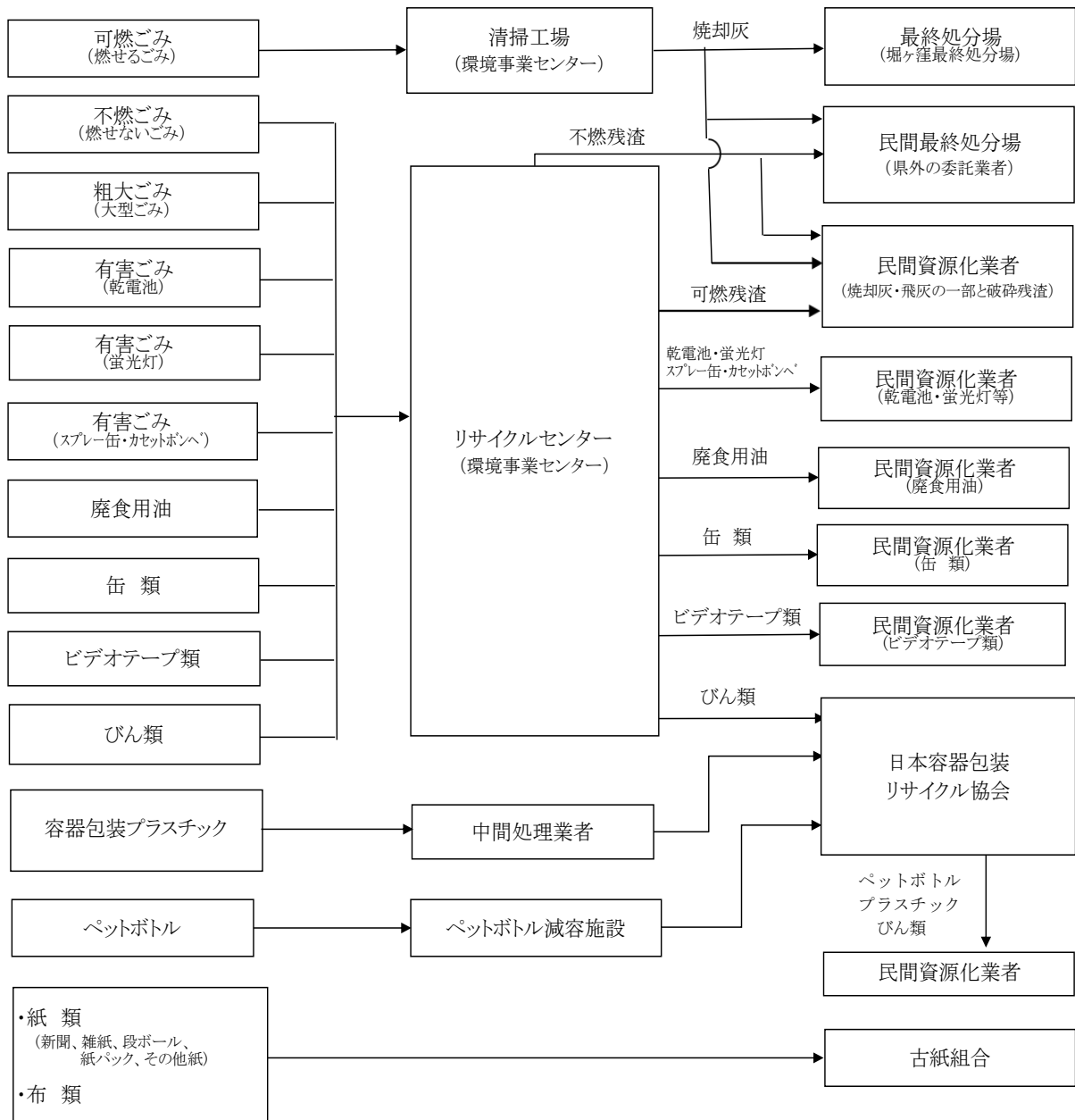


図3 小田原市のごみ処理フロー

2) 箱根町

箱根町は、「環境センター清掃第1プラント（ごみ焼却施設）」で、可燃ごみと「同（粗大ごみ処理施設）」から発生する破砕・選別後の残渣を焼却処理し、処理後の飛灰と不燃物を「第2一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。

不燃ごみ、粗大ごみは、破砕・選別し、アルミや鉄等の金属類を資源化業者へ引き渡して資源化しており、資源化できない物はごみ焼却施設で焼却しています。

缶及びスプレー缶は、不燃ごみ等と同様に破砕・選別処理し、アルミや鉄等の金属類を資源化業者へ引き渡して資源化しています。

びんは手選別し、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡して再商品化しています。

ペットボトルはペットボトル処理施設で選別・圧縮・梱包し、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡して再商品化しています。

また、乾電池、蛍光灯・電球は異物を除去し、それぞれ保管したのち資源化業者へ引き渡して資源化しています。

容器包装プラスチックとその他紙は、民間事業者において選別・圧縮・梱包し、容器包装プラスチックは、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡し、その他紙は、資源化業者へ引き渡して資源化しています。

その他紙以外の古紙・布類、使用済食用油は、直接、資源化業者で資源化しています。

今後は、地域計画の第2次計画期間に予定している令和6年度末から始まる足柄下郡の処理集約に向け、「環境センター清掃第1プラント（ごみ焼却施設）」の一部解体撤去を行い、廃棄物運搬中継施設及び剪定枝等ストックヤードの整備を行うとともに、ごみの減量化と資源化の推進を図ってまいります。

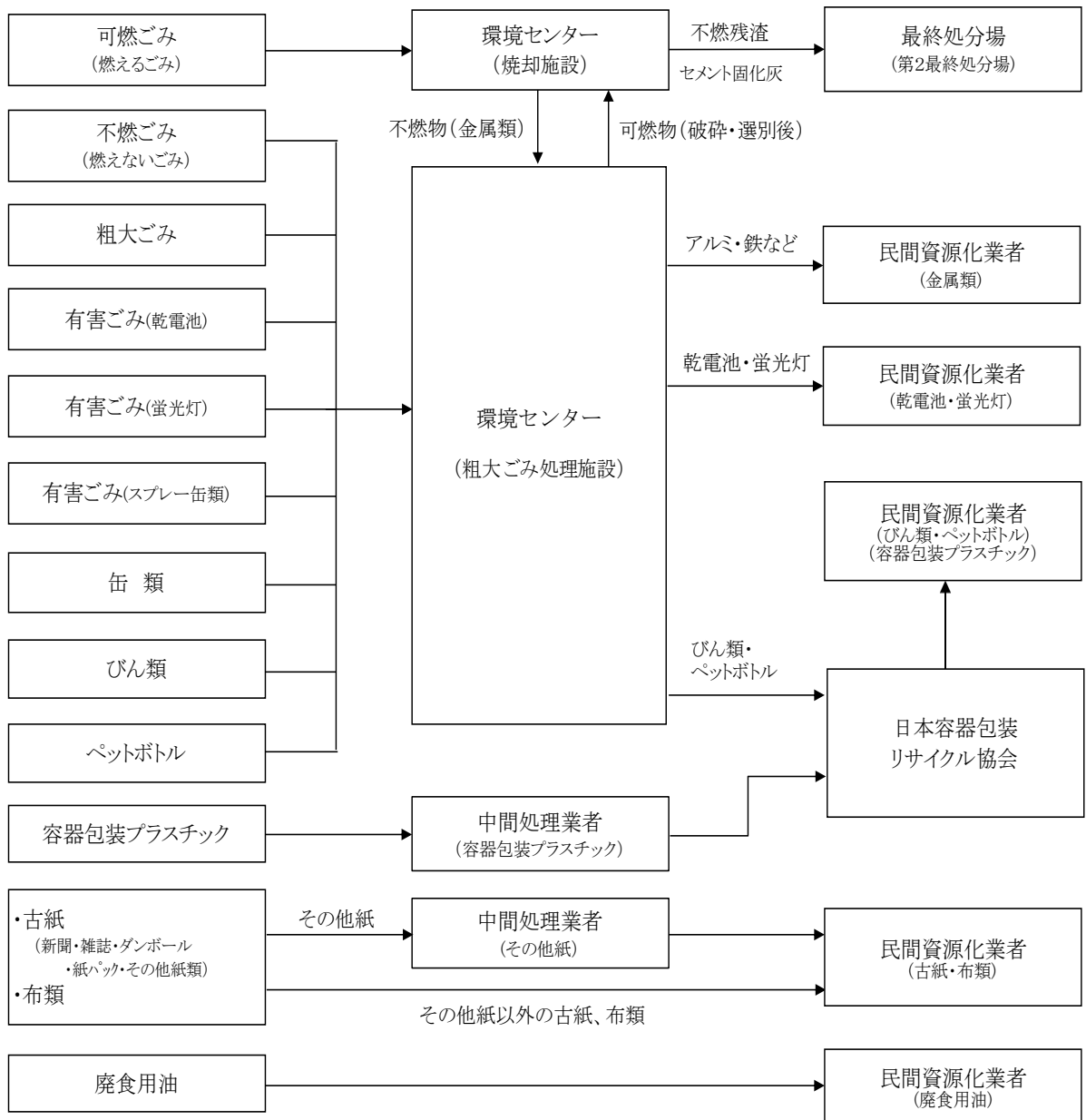


図4 箱根町のごみ処理フロー

3) 真鶴町・湯河原町

真鶴町と湯河原町は、昭和 52 年に「湯河原町真鶴町衛生組合」を設立し、ごみの中間処理と最終処分を共同で行っています。

各町から収集されたごみは、「湯河原美化センター」で、可燃ごみと、「湯河原美化センター粗大ごみ処理施設」から発生する破砕・選別後の可燃物を焼却処理しています。

粗大ごみ処理施設では、不燃ごみ、粗大ごみ、缶、スプレー缶類を破砕・選別し、新聞などの紙類や、乾電池、蛍光灯を選別・貯留して、資源物はそれぞれ民間資源化業者などに売却しています。また、不燃残渣を県外の民間事業者へ委託して資源化しています。

びん、ペットボトルは、「選別処理施設」において選別（圧縮・梱包）のうえ、日本容器包装リサイクル協会を通じて指定業者へ引き渡して資源化しています。

焼却残渣を埋立処分する「湯河原町真鶴町衛生組合一般廃棄物最終処分場」については、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて最終処分場再生事業を実施し、被覆型の処分場として再生して、十分な埋立容量を確保しました。

今後は、現在の処理体制の適切な維持運営に努めるとともに、足柄下郡の処理集約に向け、施設の整備に必要な各種の調査、計画策定などの事業を順次実施していきます。また、資源化の推進と最終処分量の削減に向け、容器包装プラスチックなどの資源化について検討を行ってまいります。

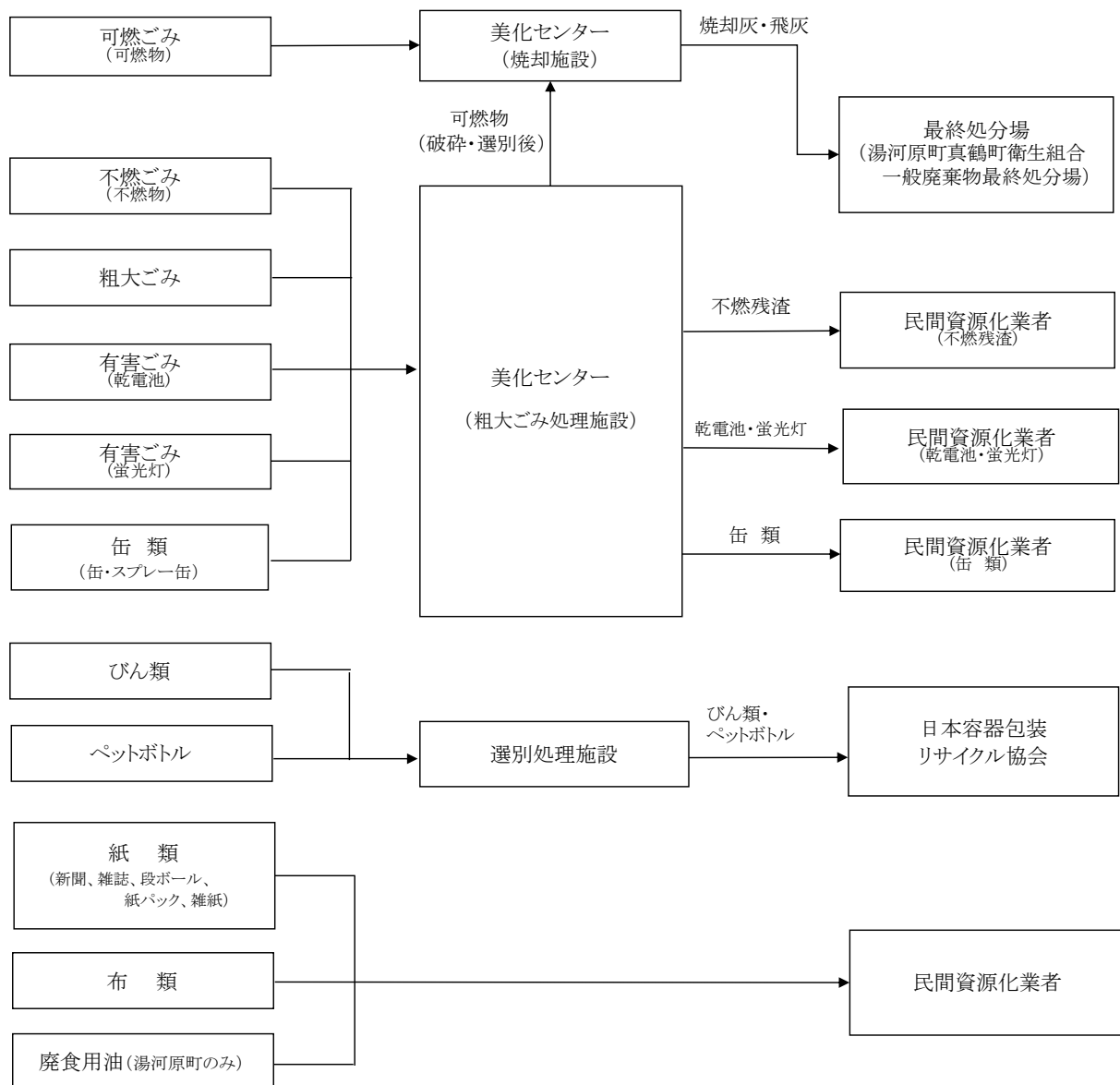


図5 真鶴町、湯河原町のごみ処理フロー

(イ) 事業系ごみ

1) 小田原市

排出事業者は、原則として自らまたは一般廃棄物収集運搬業許可事業者により、市の処理施設へごみを搬入できることになっています。また、可燃ごみについては、例外的に1か月当たりの排出量が300kg以内の事業者は、申告することによりごみ集積場に排出できることとしています。

市の処理施設に搬入される廃棄物については、随時搬入時に検査を実施し、資源物や不燃物が混入される等の分別が徹底されていない排出事業者に対して指導を行っています。

今後は、事業系ごみの資源化について一層の周知を図るとともに、食品関連事業者には食品リサイクル法に基づく再生利用を促す等、徹底を図ってまいります。

2) 箱根町

1日当たりの排出量が10kg以内の事業者は、町に収集を依頼することができ、その他の事業者は、排出者または許可業者により、町の処理施設へ搬入することになっています。

また、総排出量の約80パーセントを占める事業系ごみの排出抑制を進めるため、再生利用できるものは積極的に資源化を推進して排出抑制に努めることを指導してまいります。特に、食品残渣を可燃ごみとして排出しているホテル・旅館、飲食店などに対してごみの減量を働きかけるとともに、分別排出の徹底を指導してまいります。

3) 真鶴町・湯河原町

1日当たりの排出量が500kg未満の事業者については、ごみ集積所にも排出できることとしています。

今後も、現在と同様に収集、処理を行う予定ですが、事業者の責任範囲の拡大や事業者間の公平性等の観点、また、処理集約化を踏まえ、地域内での不公平感が生じないように、排出制限など揃える方向で検討してまいります。

また、再生利用できるものは積極的に資源化を推進して排出抑制に努めることを指導してまいります。特に、食品残渣を可燃ごみとして排出しているホテル・旅館、飲食店などに対してごみの減量を働きかけるとともに、分別排出の徹底を指導してまいります。

2 ごみ処理の課題と広域化の実現に向けて

(1) ごみ処理の課題

ア ごみ減量化・資源化の推進

小田原・足柄下ブロックでは、ごみの総排出量は減少傾向になっていますが、平成 29 年度実績における排出原単位は 1,925 g /人・日であり、神奈川県 の 859 g /人・日よりも高い状況にあることから、要因を十分に精査し、地域特性に適したさらなるごみ減量化対策を推進する必要があります。

イ 中間処理施設（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設）の更新

構成市町の中間処理施設の状況をみると、基幹改良事業等で延命化を図っていますが、小田原市環境事業センターは稼働後 38 年を経過しています。

近い将来、新たな施設整備の必要がありますが、整備にあたってはごみ処理広域化のスケールメリットを生かし、施設整備費の縮減と国交付金の確保を図る必要があります。

ウ 最終処分場の運営

現在、ブロック内にそれぞれ所有する最終処分場の中では箱根町のみ使用され、小田原市は県外の民間処分場に処理委託をしています。湯河原町真鶴町衛生組合においては、最終処分場再整備事業が平成 30 年度末に終了し、広域的な利用ができるようになったことから、今後、搬入の時期や方法等について調整していきます。

エ ごみ処理経費の削減

構成市町におけるごみ処理経費については、ほぼ横ばいで推移していますが、さらにごみの排出抑制を行い、ごみ処理広域化によるスケールメリットを生かした中間処理、資源化にかかる経費の削減を図る必要があります。

オ 分別収集品目の統一

現状における構成市町の分別収集品目が異なっています。ごみ処理広域化を進めるにあたり、構成市町間で不公平感のないごみ処理を行うために分別収集品目の統一に向けた調整を進めていきます。

カ 環境保全への対応

ダイオキシン類の発生抑制につきましては、これまでも構成市町において最重要項目として実施してまいりましたが、新たな中間処理施設を整備する場合であっても、ダイオキシン類等の有害物質の排出をより一層抑制するために、周辺環境や地域住民の生活環境等に配慮した最新技術の採用を積極的に検討してまいります。

(2) ごみ処理広域化の実現に向けて

構成市町は、このような共通課題の解決に取り組むとともに、平成 10 年 3 月に神奈川県が策定したごみ処理広域化計画に基づき、広域による一般廃棄物の共同処理に向け連携を図ってまいります。

構成市町は、ごみ焼却施設の老朽化や新たな最終処分場の用地確保難、リサイクルの必要性の高まりやダイオキシン類対策等の環境保全対策などの共通した課題に対応するため、平成 18 年度に「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、ごみの広域的な処理（ごみ処理広域化）について検討しています。

平成 21 年 6 月に、ごみ処理広域化を進めていく上での考え方や取り組みなどについて、とりまとめをしました。

その後、平成 25 年 11 月に、時間を必要とする課題が多くあることから見直しを行い、ブロック内全体での広域化（集約）を見据えながら、老朽化している現在の施設の基幹的な設備改良もあわせて、当面は、小田原市と足柄下郡の 2 つの系統で、ごみ処理体制を組み立てていくこととしました。

これを受けて、足柄下郡系統においては、箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合が各々管理するごみ焼却施設の統合を優先して検討しています。

また、ブロック内全体でのごみ処理広域化（集約）に向けた検討も、引き続き、行ってまいります。

第3節 生活排水処理の現状と今後

1 汚水処理人口普及率の向上

神奈川県は汚水処理人口普及率は98.1%で、平成30年度末現在、東京都、兵庫県、滋賀県、京都府に次いで全国第5位となっていますが、未だに17万5,000人が汚水処理施設（下水道、合併処理浄化槽など）を利用できない状況にあります。

本ブロックにおいても、平成30年度末現在、小田原市87.9%、箱根町67.1%、真鶴町35.1%、湯河原町98.6%となっており、今後も河川や湖の水質保全のために汚水処理施設の整備することで汚水処理人口を増加させることが必要とされます。

表5 本ブロックにおける汚水処理人口普及率

(単位：%)

	小田原市			箱根町			真鶴町			湯河原町		
	公共下水道	合併処理浄化槽	汚水処理人口普及率	公共下水道	合併処理浄化槽	汚水処理人口普及率	公共下水道	合併処理浄化槽	汚水処理人口普及率	公共下水道	合併処理浄化槽	汚水処理人口普及率
平成26年度末	82.3%	5.0%	87.3%	56.7%	10.0%	66.7%	14.9%	17.6%	32.5%	93.0%	4.6%	97.6%
平成27年度末	82.5%	5.0%	87.5%	56.4%	10.6%	67.0%	17.0%	17.9%	34.9%	92.9%	4.6%	97.5%
平成28年度末	82.3%	5.0%	87.3%	59.0%	10.9%	69.9%	17.6%	15.1%	32.7%	93.4%	4.9%	98.3%
平成29年度末	82.7%	5.0%	87.7%	54.7%	11.5%	66.2%	17.7%	16.2%	33.9%	94.5%	5.1%	99.6%
平成30年度末	82.9%	5.0%	87.9%	54.8%	12.3%	67.1%	17.6%	17.5%	35.1%	93.4%	5.2%	98.6%

※「平成30年度末の汚水処理人口普及状況について」(令和元年8月23日発表:環境省・農水省・国土省合同調査)

2 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の整備地域での未接続世帯の早期接続を促進するとともに、引き続き、公共下水道が整備されていない人口散在地域等で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向け補助金制度の周知、普及促進に努めてまいります。

し尿のみを処理し、生活雑排水を処理することができない単独処理浄化槽（みなし浄化槽）は平成12年の浄化槽法改正により、原則として新規に設置することが禁止され、以降の設置基数は緩やかに減少しています。また、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成23年度から施工上の制約により撤去敷地以外での転換を図る場合にも、撤去費への助成が認められるよう要件の緩和措置が講じられていることから、国からは「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業」の活用とあわせて積極的な転換の推進が求められています。

3 し尿等処理の現状と今後

(1) 小田原市

し尿、浄化槽汚泥の処理については、市内の扇町クリーンセンターにてし尿 1,714 kℓ、浄化槽汚泥 24,583 kℓ（平成 30 年度実績）を受け入れています。平成 2 年度実績と比較し、56%削減していますが、今後の減少傾向や処理の効率化等を考慮しながら、既存施設での処理を継続してまいります。

(2) 箱根町

し尿、浄化槽汚泥の処理については、環境センター清掃第 2 プラント（し尿処理施設）にてし尿 281 kℓ、浄化槽汚泥 8,300 kℓ（平成 29 年度実績）を受け入れています。今後の減少傾向や処理の効率化等を考慮しながら、既存施設での処理を継続してまいります。施設の老朽化が進行しているため、施設状況に応じて適正かつ効率的なし尿等の処理方法について検討してまいります。

(3) 真鶴町・湯河原町

真鶴町及び湯河原町では、し尿、浄化槽汚泥の処理を共同で行っており、平成 14 年度から、足柄上衛生組合に処理委託をしています。

今後は、隣接する熱海市を加えた 3 市町での共同処理に移行するものとして、熱海市の下水処理場（熱海市浄水管理センター）に投入するため、必要となる処理設備の整備等を進めます。

第3章 広域化の基本方針

第1節 ごみの発生抑制等に係る方針

ごみ処理広域化を推進するうえで、ブロック内の住民（以下、「地域住民」と記す。）と事業者は、ごみの発生抑制、排出抑制及び分別排出の徹底という大切な役割を担っています。

1 発生抑制

（1）地域住民の役割

マイバックの利用、使い捨て製品の使用自粛など

（2）事業者の役割

マイバック運動の推進、レジ袋の有料化、詰め替え製品の拡大、廃棄後の資源化を想定した製品づくりなど

2 排出抑制

（1）地域住民の役割

再使用の推進、集団資源回収への協力、生ごみの減量化（食品ロスの削減広報、段ボールコンポストなどの活用）、再生品の使用促進など

（2）事業者の役割

資源ごみのリサイクル、生ごみの減量化・資源化など

3 分別排出

地域住民と事業者は、各市町が定める分別区分に従って適切な分別排出を行います。

4 具体的な施策内容

（1）減量化・資源化の普及啓発

地域住民や事業者へのごみの減量化や資源化に対する意識向上を図るため、広報紙やホームページへの掲載や地域住民等のイベント活動を通じ、減量化・資源化の普及啓発をさらに推進し、ごみの発生抑制や排出抑制に努めます。

（2）減量化・資源化活動への助成

生ごみ処理機器購入への助成や段ボールコンポスト普及の促進、食品ロス削減の周知拡大などを行い、減量化・資源化の推進に努めます。

（3）環境教育

小学生等を対象にした施設見学会等を実施し、ごみの減量化・資源化に関する環境教育に努めます。

また、地域住民等にごみの減量化・資源化の大切さを理解してもらうため、生ごみクラブや出前講座等の事業を推進し、ごみの減量化・資源化に関する環境教育に努めます。

(4) ごみの有料化

事業系ごみの公共収集できる基準については、広域処理の観点から、真鶴町・湯河原町の収集基準を小田原市・箱根町にあわせるなど、統一に向けた調整を進めます。

また、生活系ごみの有料化については、発生抑制や排出抑制につながり、ごみの減量化が期待できると考えられることから、今後は、小田原・足柄下ブロックにおいて、減量化の効果・継続性、費用負担の公平性などについて調査研究し、地域住民及び有識者の意見を聞きながら有料化の検討を進めてまいります。

第2節 リサイクルの方針

1 資源化の推進

資源ごみの回収量と資源化量の増加に向け、分別収集する品目の増加・統一、収集の方法、資源化を行う品目などについて引き続き検討してまいります。今後も一層のリサイクルの推進と合理化・効率化を図ってまいります。

2 剪定枝の資源化

小田原・足柄下ブロックの可燃ごみの約2割を占める剪定枝の資源化推進に努めてまいります。

3 不燃ごみ中の金属類の資源化

不燃ごみ及び不燃性粗大ごみを粉砕し、金属類を選別して資源化に努めてまいります。

4 容器包装プラスチック類の資源化

分別排出された容器包装プラスチックは委託業者がさらに選別し、日本容器包装リサイクル協会に、また、紙・布類は古紙組合等が回収し資源化していますが、さらなる資源化に努めてまいります。

第 3 節 リサイクル施設の配置方針

ブロック内の地形や運搬効率から、分別排出された可燃ごみを効率的・効果的に収集し、リサイクルするため、地域内に現存する 3 施設を継続使用します。

また、剪定枝の資源化を目的とした新たなリサイクル施設の整備を検討してまいります。

第 4 節 ごみの処理及び処分の方針

ブロック内の地形や運搬効率から、分別排出された可燃ごみを効率的・効果的に収集し、処理するため、ブロック内に焼却施設を 2 か所配置することとし、1 か所は小田原市環境事業センターの焼却施設の基幹的設備改良事業を行います。

また、足柄下郡にある湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設の基幹的設備改良事業を行い、足柄下郡の既存の 2 施設を集約し、1 か所とします。箱根町環境センター（焼却施設）は廃止し、可燃ごみ及び輸送効率の向上を図るため、箱根町内に中継施設を整備し、湯河原町、真鶴町、箱根町の 3 町から排出される剪定枝等について、箱根町内に新たに剪定枝ストックヤードを整備し、選別、保管の後、民間事業者へ資源化の委託を行います。このことにより平常時・緊急時の相互バックアップを可能として、地域全体として合理的なシステムの構築を図ります。

最終処分については、再生された湯河原町真鶴町衛生組合の最終処分場が稼働したため、広域的な利用の検討を行います。

ブロック内の焼却施設や最終処分場等については、CO₂削減や熱回収の効率化及び経費削減を図るため、各々の基幹的な設備改良工事終了後、15 年から 20 年程度での施設稼働を目途に、さらなる集約化に向けた検討を行います。

第5節 施設整備の方針

1 中間処理施設

ブロック内全体での広域化（集約）を見据えながら、老朽化している現在の焼却施設を基幹的設備改良工事により、施設の延命化を図るとともに、当分の間、2施設の集約化と省エネルギー化を図ります。

また、環境の負荷を軽減する機能のほかに、災害発生時には、地域住民の避難所としての機能を持たせた防災拠点となる施設を目指します。

施設整備の基本方針は次のとおりです。

- ・環境にやさしく、安全に配慮した施設
- ・安定稼働や処理性能に優れた施設
- ・資源循環・エネルギー利用に優れた施設
- ・地域の防災拠点となる施設
- ・地勢に適応させるため、運搬の効率化に配慮した施設

2 最終処分場

ブロック内における埋立容量をできる限り確保し続けるため、ごみの発生抑制やリサイクルの取り組みの推進を通じて、ごみの焼却量を削減し、最終処分場への埋立量の削減を図るとともに、それぞれの施設を適切に維持管理していきます。

3 リサイクル施設

新たなリサイクル施設は、箱根町内に剪定枝等ストックヤードを整備し、湯河原町、真鶴町、箱根町の3町から排出される剪定枝等について環境負荷の低減・資源循環性及び経済性を踏まえ、広域的に受け入れ資源化する方針とします。

第6節 その他広域化に係る方針

行政境沿辺部のごみ収集について、相互搬入の可能性を検討していきます。

また、ごみ処理施設の整備期間における構成市町の可燃ごみ等の相互受け入れについても検討してまいります。

さらに、し尿等の処理については、施設の老朽化、収集量の推移や下水道の整備状況などを踏まえ、今後広域処理も含め検討してまいります。

第4章 計画目標達成のための取り組み

第1節 ごみの減量化及び資源化に係る取り組み

(1) 住民・事業者・行政の協力による減量化・資源化を前提としたシステムの構築

循環型社会を実現するためには、ごみの排出者である住民及び事業者が、ごみ減量化・資源化に自主的に取り組むことが不可欠です。また、行政はこれらの取り組みをサポートしていくことが必要となります。住民・事業者・行政が互いに協力して、自主的にごみ減量化・資源化を推進していくシステムを構築するための検討を進めてまいります。

(2) 資源循環と環境保全を基本とした効率的な事業運営の実施

広域化にあたっては、効率的な施設の整備と配置によって、廃棄物を製品原料として再利用する「マテリアルリサイクル」や、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを発電や温水として利用する「サーマルリサイクル」を推進し、地球温暖化防止及びごみ処理のための費用負担の縮減を目指します。また、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑え、環境にやさしいシステムの構築を目指します。

(3) 本ブロック内で100%処理を基本としたシステムの構築

住民・事業者・行政による積極的なごみの減量化・資源化の取り組みと効率的なごみ処理施設の整備によって、広域ブロック内で排出されたごみを、資源化のために搬出する場合を除き、他の地域に依存せず、自らのブロック内で100%処理、処分できるシステムの構築を目指します。

ただし、災害等の非常時には、近隣自治体との連携を視野に入れた対応を検討します。

(4) 構成市町の公平性を基本としたシステムの構築

広域化において想定される費用や、住民・事業者の負担及び施設整備の立地などについて特定の市町に負担が偏らないように、1市3町が互いに協力し、補い合いながら、公平性を基本としたシステムの構築を目指します。

第2節 ごみの収集運搬に係る取り組み

(1) 収集運搬に係るごみの分別区分の対応

ごみの収集運搬に係る分別区分は、現在、構成市町で異なっています。当面は、各市町の分別品目に従い、ごみと資源の分別排出をさらに徹底するとともに、広域処理の観点から、真鶴町・湯河原町の分別・収集区分を箱根町にあわせるなど、統一に向けた調整を進めていきます。また、広域的に取り組むことが住民サービスの向上につながる事業を検討します。

(2) 収集・運搬の対応

収集・運搬車両の運行にあたっては、安全面を最重要視し、効率性、地球温暖化防止及び振動・騒音に十分留意するとともに、収集したごみの飛散や落下などの防止に努めます。

また、収集運搬ルートの分散計画及び車両交通量のピークを避けた運行計画の立案、低公害車の採用などにより環境面にも配慮した収集・運搬体制を検討します。

とくに、慢性的な交通渋滞による収集効率の低下に対応するため、収集エリアの見直し、さらには、2系統時の構成市町における運搬経路などについて検討を行います。

ごみ処理施設の敷地内においても、ごみの計量作業やごみの搬出作業等に時間を要することから、周辺道路に渋滞等が生じないように配慮します。

(3) 事業系ごみの対応

増加傾向にある事業系ごみの排出抑制を進めるため、一定量以上の事業系ごみを排出する事業者（多量排出事業者）への指導を強化するとともに、不法投棄の監視や摘発、処理手数料の適正化や排出ルールの策定などに取り組みます。

第3節 中間処理及び最終処分に係る取り組み

1 方針

- (1) リサイクル推進及び焼却エネルギー回収による処理システムの実現を目指した広域的な施設の整備を検討していきます。
- (2) 長期的な展望のもとで、中間処理施設の施設規模や配置を調整していきます。
- (3) ダイオキシン類の削減やエネルギーの有効利用、ごみ処理経費の縮減に繋がり、なおかつ実効性が高いと判断される施策を事業対象範囲とします。

2 中間処理施設・最終処分場整備事業

(1) 施設の概要

① 焼却施設

令和元(2019)年7月31日現在

施設名	小田原市清掃工場		箱根町環境センター	湯河原美化センター
所在地	小田原市久野3768		箱根町芦之湯84	湯河原町吉浜2021-95
施設管理	小田原市		箱根町	湯河原町真鶴町衛生組合
処理方法	全連続焼却式 〔ストーカー(可動)〕	全連続焼却式 〔ストーカー(可動)〕	准連続焼却式 〔流動床〕	准連続焼却式 〔ストーカー(可動)〕
処理能力	180t/24h (90t/24h×2炉)	150t/24h (75t/24h×2炉)	135t/16h (67.5t/16h×2炉)	70t/16h (35t/16h×2炉)
竣工年月日	昭和54年6月	平成3年4月	平成5年4月	平成9年7月
年間稼働日数	304日	334日	214日	264日
資源化量	169.0t	194.0t	-	-
総余熱利用量	5,500,000MJ	6,500,000MJ	-	5,644,800MJ
備考				

②不燃・粗大ごみ施設

令和元(2019)年7月31日現在

施設名	小田原市リサイクルセンター		小田原市 ペットボトル減容施設	箱根町環境センター 粗大ごみ処理施設
所在地	小田原市府川798		小田原市久野3768	箱根町芦之湯84
施設管理	小田原市			箱根町
処理方法	破碎・選別	手選別・機械選別	圧縮梱包	破碎・選別
処理能力	不燃ごみ:30t/日	びん類:10.4t/日 缶類:5.4t/日	4.9t/日	30t/日
竣工年月日	平成9年4月	平成8年4月	平成15年4月	平成5年4月
年間稼働日数	257日	257日	257日	215日
資源化量	2,955.0t	3,768.0t	674.0t	570.0t
備考		平成29年度から処理能力 21t/日から16t/日へ変更		

施設名	箱根町環境センター ペットボトル減容施設	湯河原美化センター 粗大ごみ処理施設	湯河原美化センター選別処理施設	
所在地	箱根町芦之湯84	湯河原町吉浜2021-81		湯河原町 吉浜2021-100
施設管理	箱根町	湯河原町真鶴町衛生組合		
処理方法	圧縮梱包	破碎・選別	選別・圧縮梱包	選別
処理能力	0.7t/日	24t/日	ペットボトル 1.5t/日	ガラス類 4.8t/日
竣工年月日	平成11年4月	平成2年4月	平成13年4月	平成13年4月
年間稼働日数	50日～210日	89日	52日	50日
資源化量	22.0t	630.0t	50.0t	413.0t
備考				

③最終処分場

令和元(2019)年7月31日現在

自治体名	小田原市	箱根町	真鶴町・湯河原町
施設名	堀ヶ窪埋立処分場	第2一般廃棄物 最終処分場	湯河原町真鶴町衛生組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	小田原市府川786-2	箱根町畑宿334	湯河原町吉浜2021-81
施設管理	小田原市	箱根町	湯河原町真鶴町衛生組合
敷地面積	12,900㎡	38,900㎡	27,656.71㎡
埋立容量	87,838㎡	49,000㎡	77,350㎡
埋立開始年月日	昭和61年4月	平成17年7月	令和元年7月
備考			

(2) 中間処理・最終処分に係る計画

令和3年度現在、循環型社会形成推進交付金制度を活用する小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画第2次事業（令和2年度～令和6年度）として、湯河原美化センター基幹的設備改良事業、(仮称)箱根町廃棄物運搬中継施設整備事業及び(仮称)ストックヤード整備事業を計画しています。

循環型社会形成推進交付金制度を活用する施設整備（対象事業）については次のとおりです。

「循環型社会形成推進地域計画」整備対象事業	
地域計画 (第1次) (平成24年12月)	<p>計画期間：平成25年度～令和元(2019)年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湯河原美化センター最終処分場再生事業 ○小田原市環境事業センター基幹的設備改良事業
地域計画 (第2次) (令和元年12月策定) (令和3年12月変更)	<p>計画期間：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湯河原美化センター基幹的設備改良事業 今後もごみ焼却体制を維持するため、焼却炉等の基幹的設備の改良、施設の延命化及び24時間運転への変更などを実施します。 ○(仮称)箱根町廃棄物運搬中継施設整備事業 箱根町環境センターの建屋を利用し、焼却施設側の一部内部設備を解体撤去後、(仮称)箱根町廃棄物運搬中継施設を整備します。 ○(仮称)ストックヤード整備事業 箱根町環境センターの建屋を利用し、焼却施設側の一部内部設備を解体撤去後、(仮称)ストックヤードを整備します。 <p>※上記事業は施設規模等の調整を広域で検討後、施設用地を管理しているそれぞれの自治体が主体となって実施しています。</p>

第5章 資源化及び中間処理・最終処分の計画

第1節 広域処理による減量化・資源化

1 広域によるごみ処理

構成市町では、今後、さらなる減量化・資源化を推進し、できる限り焼却施設や最終処分場への負荷の低減を図るよう、地域住民、事業者、構成市町が協働して進めるものとします。

構成市町では、ごみの発生抑制、排出抑制及び分別排出の徹底を行うとともに、段ボールコンポストや生ごみ処理機器等の普及促進、観光ごみ対策を含めた環境教育、普及啓発活動などを広域的に実施するとともに、3Rを実践し、循環型社会の形成を目指してまいります。

また、これまで焼却処理してきた剪定枝を堆肥化、チップ化するなど資源化してまいります。その他の品目についても資源化できる方策を検討し、さらなるごみの減量化を目指してまいります。

第2節 広域処理による中間処理、最終処分

1 処理システム

足柄下郡系統においては、各町から排出される広域処理対象ごみ（可燃ごみ）を適正に処理する施設の整備を図るとともに、最終処分までの処理システムを構築します。広域処理システムの構築にあたっては、処理に伴う環境負荷の低減及び住民との調整を図りながら既存の施設の相互利用も含め検討してまいります。

2 施設整備

広域処理施設については、ごみ焼却施設（真鶴町・湯河原町）及び廃棄物運搬中継施設（箱根町）及びストックヤード（箱根町）を整備します。

なお、循環型社会形成推進地域計画（第1次）に基づく最終処分場（真鶴町・湯河原町）は平成30年度末に整備が完了しました。また、現在、ごみ焼却施設（小田原市）を整備しています。

3 広域処理施設の施設規模と稼働目標時期

(1) 小田原市

①焼却施設（基幹的設備改良事業）

施設名	小田原市環境事業センター
施設規模	330 t / 日
事業期間	平成 28(2016)年度～令和元(2019)年度

(2) 箱根町

①廃棄物運搬中継施設（廃棄物運搬中継施設）

施設名	箱根町環境センター
施設規模	52 t / 日
事業期間	令和 5(2023)年度～令和 6(2024)年度

②ストックヤード（マテリアルリサイクル推進施設）

施設名	箱根町環境センター
施設規模	5.2 t / 日
事業期間	令和 5(2023)年度～令和 6(2024)年度

(3) 真鶴町・湯河原町

①焼却施設（基幹的設備改良事業）

施設名	湯河原美化センター
施設規模	105 t / 日
事業期間	令和 5(2023)年度～令和 6(2024)年度

4 今後、整備を予定している広域処理施設の概要

(1) 焼却施設（基幹的設備改良事業：湯河原町真鶴町衛生組合）

既存の焼却炉 2 基の延命化、機能向上を図るとともに、24 時間稼働で足柄下郡 3 町の可燃性粗大ごみ、可燃性残渣、直接焼却ごみを焼却処理します。焼却処理後に発生する焼却灰については、同組合最終処分場にてコンクリート処理して埋立処分を行います。

- ・名称 湯河原美化センター（焼却施設）
- ・所在地 足柄下郡湯河原町吉浜 2021-95
- ・施設規模 105 t / 日
- ・施設概要 処理方式 全連続燃焼方式 ストーカ炉

(2) 廃棄物運搬中継施設（廃棄物運搬中継施設：箱根町）

箱根町環境センターの建屋を利用し、焼却施設側の一部内部設備を解体撤去後、（仮称）箱根町廃棄物運搬中継施設を整備し、湯河原美化センターへ可燃ごみを輸送し、広域的なごみ処理を行います。

- ・名称 箱根町環境センター
- ・所在地 足柄下郡箱根町芦之湯 84
- ・施設規模 52 t / 日

(3) スtockヤード（マテリアルリサイクル推進施設：箱根町）

箱根町環境センターの建屋を利用し、焼却施設側の一部内部設備を解体撤去後、（仮称）Stockヤードを整備し、足柄下郡 3 町の剪定枝の一部の資源化を行います。

- ・名称 箱根町環境センター
- ・所在地 足柄下郡箱根町芦之湯 84
- ・施設規模 5.2 t / 日

第6章 ごみ処理広域化の効果

第1節 環境負荷の低減

既存の3施設（小田原市環境事業センター、箱根町環境センター、湯河原美化センター）は、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに準拠した施設となっているため、排出基準は十分満足していますが、小田原市環境事業センター焼却施設で進めている基幹的設備改良工事により、最新のごみ処理技術によるダイオキシン類発生のさらなる防止等が図られ、環境への負荷低減などに、大きな効果が期待できます。

また、今後、湯河原美化センター焼却施設における基幹的設備改良工事や箱根町環境センター焼却施設の廃止、また、その跡地における廃棄物運搬中継施設及び剪定枝等のストックヤードの整備が計画されており、環境への負荷低減などへの大きな効果が期待されます。

第2節 経費の縮減

(1) 広域で取り組むことによる施設規模の縮減による経費縮減

平成25年度に、小田原・足柄下ブロックである1市3町が計画策定者となって、循環型社会形成推進地域計画を共同で策定し、循環型社会形成推進交付金制度を活用して最終処分場の再生整備、基幹的設備改良等を行っています。今後においても、施設整備に広域で取り組むことによって、構成市町それぞれのごみ量にあわせて施設整備するのではなく、広域全体のごみ量にあわせて施設規模を決定し、施設の有効利用を行うものとしします。

このことにより、施設の整備規模の縮減や経費縮減を図ります。

(2) 循環型社会形成推進交付金の活用による経費縮減

広域で取り組むことによりメリットが多い施設整備は、1市3町で循環型社会形成推進地域計画を策定し、循環型社会形成推進交付金制度を活用するものとしします。

現在、循環型社会形成推進交付金を活用して整備している施設及び事業を表6に示します。また、循環型社会形成推進交付金の主旨に沿った施設整備を計画している施設及び事業を表7に示します。

表6 広域で計画し、交付金を活用して整備している施設

整備施設種類	事業名	処理能力等	事業期間	事業費
① エネルギー回収施設	小田原市清掃工場基幹的設備改良事業	330 t / 日	H28～R1	4,857,840 千円

表7 今後、広域で計画し、交付金を活用して整備する施設

整備施設種類	事業名	処理能力	事業期間
① 焼却施設	湯河原町真鶴町衛生組合基幹的設備改良事業	105 t / 日	第2期計画期間 (R5～R6)
② 廃棄物運搬中継施設	(仮称)箱根町廃棄物運搬中継施設整備事業	52t/日	第2期計画期間 (R5～6)
③ マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)ストックヤード整備事業	5.2 t / 日	第2期計画期間 (R5～R6)

(3) 今後のごみ処理経費の縮減について

ごみ処理経費は、収集運搬、資源化、中間処理、再生利用、最終処分の各段階で発生し、施設が立地している市町が経費管理を行っています。

当面、既存の施設を使用していくことから老朽化した施設の維持修繕等に対する支出増が予想されます。増大するごみ処理経費をいかに削減していくかが、構成市町での課題となっています。

今後は、広域で取り組んでいるごみの減量化・資源化に係る各施策の評価・検証を行い、昨今の原油価格の高騰に伴う、焼却燃料費の増加に対処するため、ごみの水切り、乾燥の周知拡大など、ごみ処理原価の低減化につながる施策について検討していく必要があります。

第7章 施設の配置等

第1節 広域処理における施設の配置等

小田原市・足柄下郡3町のごみ処理施設は老朽化が進んでいるため、それぞれ既存の焼却施設を延命化するための改修を実施し、施設の緊急時には、それぞれの施設がバックアップ施設として機能させることとします。

当面は、ブロック内全体での広域化（集約）を見据えながら、老朽化している現在の施設の基幹的な設備改良も視野に、小田原市と足柄下郡3町の2つの系統でごみ処理体制を組み立てていきます。

また、リサイクル施設は構成市町それぞれ現存施設を継続使用し、剪定枝の資源化を目的としたストックヤードの適正な位置付けについて、ブロック全体の中で検討していきます。

今後のごみ処理体制としては、基本的にブロック内の施設を集約化していくこととし、基幹的な設備改良工事終了後、15年後から20年後程度を目標に検討していきます。

現在の施設の配置状況を図6に、今後予定する整備スケジュールを表8に示します。

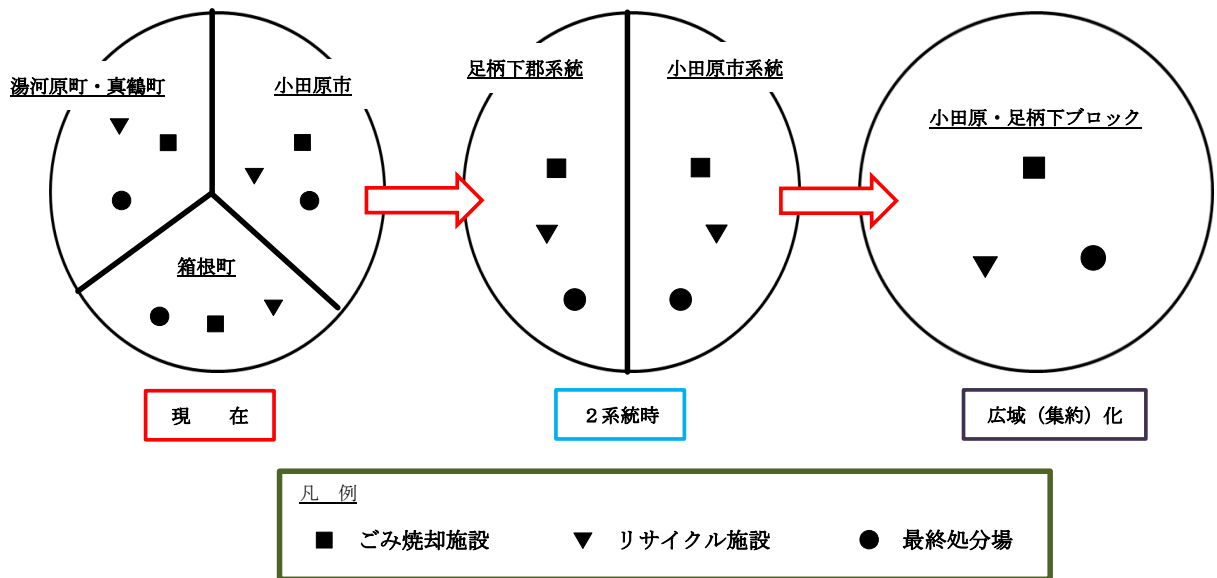


図6 広域（集約）化に向けたイメージ図

		平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		19年度	20年度
		(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	(2025年)	(2026年)	(2027年)	(2028年)	(2029年)		(2037年)	(2038年)
焼却施設	小田原市環境事業センター 330t/日 焼却施設	← (基幹改良工事) →									(稼働)						
	箱根町環境センター 135t/日 焼却施設		(稼働)					(焼却施設の一部解体撤去工事)									
	湯河原美化センター 70t/日 焼却施設				(環境アセスメントを予定)		(基幹改良工事を予定)				(稼働)						
	次期計画(集約化施設を検討)								(次期施設整備等の検討)			(施策の実施)					
廃棄物運搬 中継施設	箱根町 廃棄物運搬中継施設 52t/日 中継施設							(整備工事)			(稼働)						
不燃・粗大 ごみ施設	小田原市リサイクルセンター 小田原市ペットボトル減容施設										(稼働)						
	箱根町環境センター 不燃・粗大等施設										(稼働)						
	湯河原美化センター 不燃・粗大等施設										(稼働)						
	次期計画(集約化施設を検討)								(次期施設整備等の検討)			(施策の実施)					
ストックヤード	箱根町 スtockヤード 5.2t/日 スtockヤード							(整備工事)			(稼働)						
最終処分場	堀ヶ窪埋立処分場										(稼働)						
	第2一般廃棄物最終処分場										(稼働)						
	湯河原町真鶴町衛生組合 一般廃棄物最終処分場		(再生工事)								(再稼働)						
	次期計画(集約化施設を検討)								(次期施設整備等の検討)			(施策の実施)					

表8 施設整備スケジュール(予定)

第8章 計画の推進方策

第1節 推進・協力体制

1 事業主体

広域で取り組む対象事業に関する事業主体は、取り組む事業に応じて決定します。

ソフト事業を構成市町で実施する場合、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会で内容を協議します。

ハード事業を共同で取り組む場合、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会でスケジュール調整、施設計画等の計画調整を行うものとし、事業主体については事業ごとに検討することとします。

2 役割分担

実施計画を推進するために1市3町の役割が非常に重要です。また、それをサポートするために、今後も小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の役割も重要です。

(1) ソフト事業

基本的には、各市町の責任において施策実行します。また、施策承認のための関係者（住民、事業者、議会等意思決定機関等）への説明責任を果たします。

(2) ハード事業

構成市町で調整されたハード事業に関する基本的な考え方を、関係者（地域住民、事業者、議会等意思決定機関等）に伝える説明責任を果たします。

また、施設整備等を行う場合、建設予定地周辺住民の合意形成を行う責任を果たします。

3 協力体制

(1) 通常時における協力体制

廃棄物処理に関する課題には共通する事項が多いことから、ブロック管内において、収集運搬、資源化、中間処理、再生利用、最終処分の各分野で相互情報交換を図っていきます。

(2) 緊急時、災害時における協力体制

緊急時や災害時には、ブロック管内で、迅速なごみ処理や災害廃棄物仮置場の確保などを含めた総合的な協力体制を整備していきます。

第 2 節 計画の進行管理及び見直し等

(1) 計画の進行管理及び見直し

小田原・足柄下ブロックにおける循環型社会形成の推進のために、実施計画で定める各種事業の実現に向けて計画の進行管理を行うものとします。

広域化対象事業を推進するために、環境マネジメントシステムで行う P D C A サイクル（Plan 計画する→Do 実施する→Check 点検する→Action 見直す）を活用して、毎年、事業の進行管理を行うものとします。

本計画の実現に向けて、構成市町の十分な協議の基で詳細な内容を検討し、合意して実施していくことが基本となります。なお、計画の見直しは、住民合意形成の過程や、財源確保の状況、また、社会情勢、さらには技術革新などを適宜反映して、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会で見直すものとします。

《 ア 行 》

- ・一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物で、日常生活に伴って生じる生活ごみ、粗大ごみ、し尿などのほか、事業活動に伴い生じる生ごみ、紙くず、木くずも含まれる。

- ・エネルギー回収

ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーを回収して、発電や熱供給などの有効利用を図る。

《 カ 行 》

- ・可燃残渣

構成市町の資源化施設や粗大ごみ処理（破碎）施設から処理後に発生する可燃系の残渣のこと。

- ・小型家電

小型電気電子機器のうち、家電リサイクル法対象品目以外の携帯電話やデジタルカメラなどの28類型96品目を指す。

- ・戸別収集

ごみを集積所に出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等、建物ごとに出し、一軒ずつ収集していく方法。

- ・ごみ質

ごみの物理的あるいは化学的性質の総称であり、通常、三成分（水分、灰分、可燃分をいう。）、単位体積重量、種類別組成、元素組成及び低位発熱量等でその性質を表示したもの。

- ・ごみ発生（排出）量

排出されるごみのうち、生活系ごみと事業系ごみを合算したもの。また、収集ごみ量と直接搬入ごみ量を合計したもの。発生したごみのうち、各市町の業務として収集運搬や処理が生じる。

《 サ 行 》

- ・サーマルリサイクル

ごみから熱エネルギーを回収して有効利用すること。収集したごみを直接焼却して、その際に発生した熱を回収する方法と、一度固形燃料にしたうえで化石燃料の代替物として使用（焼却）する方法がある。

- ・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類」の法で直接定められた6種類と、政令で定めた14種類の計20種類を指す。
- ・資源化

不用となり排出されたものを、原材料として再び利用できるように加工すること。
- ・指定（ごみ）袋

ごみの排出時、構成市町ごとに指定したごみ袋の使用を義務付けており、袋は小売店などにて有料で販売されている。
- ・循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し（排出抑制）、廃棄物等のうち有益なものを資源として再度活用し（リサイクルやリユース）、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。
- ・ストーカ炉

ストーカと呼ばれる火格子を炉内で機械的に動かし、ごみを送りながら火格子の下から燃焼用空気を送る構造の焼却炉のこと。
- ・3R（発生抑制、再使用、再生利用）

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse=再使用）」、「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。3Rに「リフューズ（Refuse=ごみになるものを買わない）」や「リペア（Repair=修理して使う）」を加えて、「4R」とか「5R」という場合もある。
- ・総ごみ発生（排出）量

ごみ排出量と集団資源回収量の合計のこと。
- ・組成分析

ごみの中にどのような種類のごみがどれだけ含まれているのかを調査すること。

《 タ 行 》

- ・ダイオキシン類

ごみの燃焼過程等において副産物として生成される物質のこと。ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナーPCBを含めて、ダイオキシン類と定義されている。
- ・多量排出事業者

1ヵ月に基準以上の事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入する事業者を指す。

《 ナ 行 》

- ・生ごみ処理機

生ごみの減量・堆肥化を目的とした装置。微生物を用いて電気で適温に加熱し分解を促進するタイプと、熱により乾燥させるタイプがある。

《 ハ 行 》

- ・排出原単位

年間排出量を365日で除し、さらに計画収集人口で除したもの。1人1日平均排出量ともいう。

- ・PFI

Private Finance Initiativeの略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

- ・不燃残渣

主に不燃ごみ、粗大ごみを処理した後に発生する残渣。可燃物、資源物以外のもの。

- ・分別収集

市町や収集業者が定期的に収集場所などに出された、可燃ごみ、不燃ごみや雑誌類、段ボール、缶、びん、容器包装プラスチックなどの資源物に分けて収集すること。

《 マ 行 》

- ・マイバック運動

レジ袋を削減するために、買い物に行くときに繰り返し使用できる袋を持っていくことを推進する運動。

- ・マテリアルリサイクル

ごみを商品の原材料として再利用すること。ガラスびんをカレットにしたり、紙を製紙の原材料にしたりするなど、材料リサイクルと呼ばれることもある。

《 ヤ 行 》

- ・容器包装プラスチック

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」で規定されている容器包装廃棄物のうち、主として食品用途のプラスチック製の容器包装を指す。

- ・容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出する、市町は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装する事業者は再商品化を実施する、という新たな役割分担を定め、事業者にも処理責任を拡大した法律。